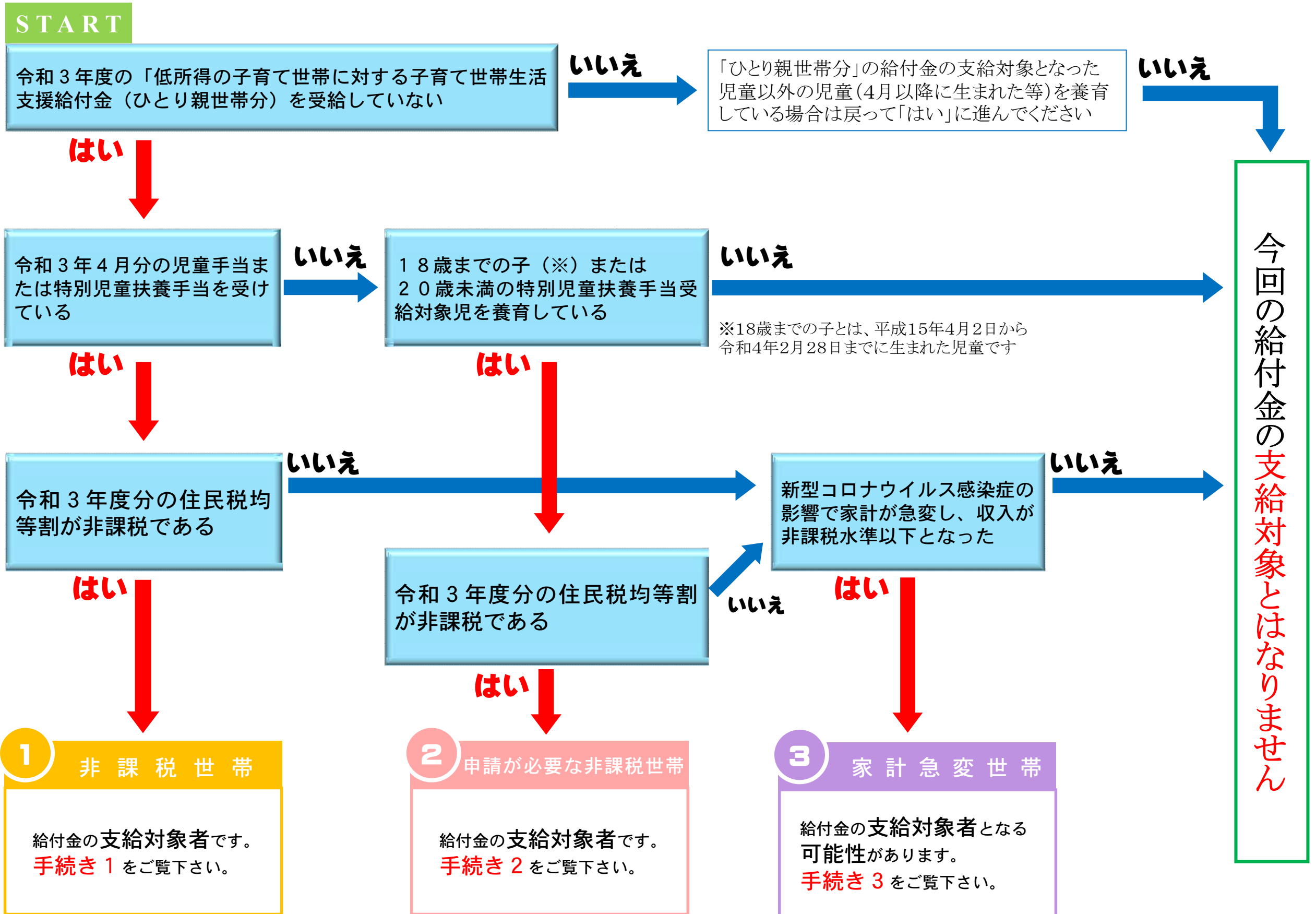


【支給要件確認フローチャート】



手続きの方法は裏面をご覧ください。

手続き①

令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分住民税が非課税の世帯

給付金は、**申請不要**で受け取れ、対象世帯への給付は完了しています。

手続き②

1以外で、令和3年度分住民税が非課税の世帯(主に高校生のみを養育している世帯)

給付金を受け取るには、**申請が必要です**。町住民福祉課へ申請書を提出してください。

※注意事項

申請者は、対象となる児童を養育している保護者のうち所得の高い方です。
所得要件審査で、申請者とその配偶者等の両方の所得を確認します。どちらか一方でも所得の申告がされていない場合は審査を行えませんので、所得の申告を行ってください。収入がない場合でも申告は必要です。

手続き③

家計が急変し、住民税非課税相当となった世帯

給付金を受け取るには、**申請が必要です**。町住民福祉課へご連絡ください。

住民福祉課 福祉・介護保険係 TEL: 026-255-1179
受付時間: 平日 8時30分～17時15分

※注意事項

申請者は、対象となる児童を養育している保護者のうち収入(所得)の高い方です。
所得要件審査で、申請者とその配偶者等の両方の収入(所得)を確認します。両方の収入(所得)の分かるものをご用意ください。

家計急変世帯の該当基準と判定方法

該当基準

- 次の①②両方に該当していること。
- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したこと。
 - ②令和3年1月以降で、任意の1箇月分の収入を12倍した額が限度額以下であること。

判定方法

- ・判定対象者・・・申請者と配偶者の両者(同じ月で収入の多い方が対象者となる)
- ・扶養親族の人数・・・申請時点の状況で判定
- ・収入(所得)・・・令和3年1月以降の任意の1箇月の収入額を12倍して年間収入(所得)見込額を算出し、右記の非課税相当収入(所得)限度額以下になるか判定

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額 【収入額ベース】	非課税所得限度額 【所得額ベース】
2人 (例)夫(婦)子1人	137.8万円	82.8万円
3人 (例)夫婦子1人	168.0万円	110.8万円
4人 (例)夫婦子2人	209.7万円	138.8万円
5人 (例)夫婦子3人	249.7万円	166.8万円
6人 (例)夫婦子4人	289.7万円	194.8万円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。
・申請者本人
・同一生計配偶者(収入金額103万円以下の者)
・扶養親族(16歳未満の者も含む)